鳥栖市障害者理解促進事業

障害者差別解消法学習会

ともに生きる社会づくり

～障害がある人とない人とが平等な社会づくりに向けて～

『合理的配慮』って知ってますか？
『成年後見制度』って必要ですか？

平成28年4月より障害者差別解消法が施行されます。そのことによって何が変わるのか、合理的配慮という考え方が及ぼす影響と課題を知り、障害の有無を問わず誰もが暮らしやすいまちづくりへの生かし方を学びます。

また、当事者と保護者が高齢化するにつれ、「親亡き後」の課題を抱える家族が増えています。それを支える仕組みの一つである成年後見制度とその周辺を考えます。

＜日　時＞　平成28年3月26日(土)　13:30～15:30　（受付13:00～）
＜会　場＞　鳥栖市社会福祉会館
＜参加費＞　無料
＜申し込み・問合せ先＞できるだけ事前にFAXかメールでお願いいたします。
FAX：0942-50-5124　メール：info@npo-sumika.jp
電話：0942-83-7638（しょうがい生活支援の会すみか・芹田（せりた））

※資料の準備の都合上、事前のお申し込みにご協力下さい。（詳細は裏面）

プログラム

第１部　講演『ともに生きる社会づくり』
講師　古庄　和秀　氏
【ＮＰＯ法人よかよかネットワーク相談員・事務局員】
第２部　トーク～成年後見制度を中心に～
古庄　和秀　氏
牧﨑　茂【鳥栖市手をつなぐ育成会会長】
芹田　洋志【ＮＰＯ法人しょうがい生活支援の会すみか代表理事】

＜主　催＞　鳥栖市
＜企画・運営＞　しょうがい生活支援の会すみか・鳥栖市手をつなぐ育成会